

府政防第 1029 号  
消防災第 139 号  
令和 4 年 6 月 6 日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付  
参事官(避難生活担当)  
消防庁国民保護・防災部防災課長

「指定避難所等の指定状況等の調査」の結果と今後の対応について（通知）

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「指定避難所等の指定状況等の調査」の結果と今後の対応について（通知）」（令和 4 年 5 月 24 日付け府政防 876 号）の本文及び別紙について数値の一部に修正があるため、本通知にて改めて通知いたします。

今般、「指定避難所等の指定状況等の調査について（依頼）」（令和 3 年 11 月 29 日付け府政防第 1167 号）により、避難所の指定状況等の調査を実施し、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

各都道府県におかれては、下記の事項についてご留意のうえ、貴管内の市区町村防災担当主管部局に周知いただくとともに、各市区町村において特に福祉避難所の指定等の手続きが適切に実施できるよう、必要な支援をお願いいたします。

なお、本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 指定避難所の一層の指定

指定避難所については、81,978 箇所が指定されており、令和 2 年 10 月 1 日より 2,697 箇所増加したところである。一方で、近年では特に、新型コロナウイルス感染症の対策等として、避難所における十分な避難スペースの確保や、発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保等が求められているので、想定される避難者数を勘案した上で、必要な場合には指定避難所の一層の指定に取り組まれない。

### 2. 指定福祉避難所としての指定及び公示

福祉避難所（24,935 箇所）のうち、指定福祉避難所は 7,789 箇所、協定等により確保している福祉避難所は 17,146 箇所である。協定等により確保している福祉避難所のうち指定福祉避難所の基準に適合するものについては、災害対策基本法施行規則

(昭和 37 年総理府令第 52 号) 第一条の七の二第二項に基づき、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成 28 年 4 月 (令和 3 年 5 月改定) 内閣府 (防災担当)) (以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、指定福祉避難所として指定及び公示を検討されたい。

特に、令和 3 年 5 月 20 日以前に指定避難所として指定されていた福祉避難所(9,072 箇所 (令和 2 年 10 月 1 日時点))のうち、令和 3 年 12 月 1 日時点において指定福祉避難所としての指定・公示がなされていない福祉避難所 (1,957 箇所)については、実質的には指定福祉避難所としての基準に適合していると考えられるため、速やかに指定及び公示を検討されたい。

また、福祉避難所が指定避難所として公示されると、受入れを想定していない被災者等が避難してくることを懸念し、指定してこなかった施設があることから、受入対象者の特定に関する制度を説明する等して、指定福祉避難所の一層の指定を進められたい。

### 3. 指定福祉避難所の受入対象者の特定の検討

受入対象者の特定がなされていない指定福祉避難所 (1,053 箇所)については、ガイドラインを踏まえ、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、医療的ケアを必要とする者、病弱者等、受入対象者を特定し公示することを積極的に検討されたい。

なお、受入対象者を「要配慮者」として公示している場合についても、同様に特定し公示することを検討されたい。

#### <連絡先>

内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官 (避難生活担当) 付  
伊藤、内田

TEL: 03-3501-5191 (直通)

消防庁国民保護・防災部防災課

鈴木、青木、木本

TEL: 03-5253-7525 (直通)